



(電子版)

info@jikosoren.jp

2017年 第27号 2017年12月7日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201
tel. 03-3875-8071 fax. 03-3874-4997

二種免許の要件緩和を行うな

警察庁交渉 「緩和ありきではない」との回答

自交総連は12月6日、警察庁交渉を行い、二種免許の取得要件の緩和を行わないことを要請しました。

警察庁は、規制改革会議の答申、閣議決定を受けて、緩和の適否を検討しているが、「緩和ありきでは

ない」、安全確保が重要なことは認識していると答えました。



警察庁との交渉（12月6日、警察庁）

【警察庁交渉 2017. 12. 6】

参加者 警察庁 交通局運転免許課課長補佐高梨辰聡警視、須藤悠介警部補他3人
組合側 高城委員長、石垣・早川・庭和田副委員長、菊池書記長、川崎常執 計6人

要 請 事 項	回 答 要 旨
<p>1. 現在検討をすすめている第二種免許の受験資格等についての有識者による調査研究委員会の構成、検討課題・内容、報告書をまとめる時期等の概要を明らかにされること。</p> <p>その委員会への現場の運転労働者、労働組合の参加ないし意見を表明できるヒアリング等の場を設けていただきたいこと。</p>	<p>平成28年度の規制改革実施計画の閣議決定にもとづき、調査研究を行っている。指定自動車教習所で、新しいカリキュラムで教習する実験も行って、既存の特例（経験年数2年）を短縮できるか調べている。まだ調査研究中であり、直ちに改正となるわけではない。</p> <p>（有識者の委員会は）自動車工学、事故・犯罪の被害者学の専門家、指定教習所等から参加している。なるべく多くの人から意見を聞いていきたい。</p>
<p>2. 普通・大型を問わず第二種免許の受験要件について、年齢要件、免許保有の経験年数要件および特例の緩和は行</p>	<p>今年度は経験年数要件についてのみ検討している。来年度は年齢要件を含めた総合的な検討を行う。</p>

<p>わなないこと。 運転経験年数が同じ場合の事故率は、年齢が若い者ほど高く、年齢が高い者ほど低くなる傾向は、貴庁が規制改革推進会議に提出した資料でも明瞭であり、このような実証的な根拠にもとづき旅客自動車の運転の安全を担保している第二種免許の要件を緩和すべきではなく、規制改革推進会議には緩和は「不可」と対応されること。</p>	<p>ご指摘のように安全確保が重要なので、安全に配慮して慎重に検討している。平成30年度までには結論を出す、閣議決定も「適否」を検討となっており、決して「緩和ありき」ということではない。 見直すにしても、単純な緩和はあり得ない。現在、実験しているのは、教習カリキュラムの時間を増やして、それで効果があるかどうか、課題をやってもらって判定する実験をしている。新しいカリキュラムは、自分の運転を客観的に見られるかどうかなどの課題を設けている。 (被験者はどういう人か?の問いに) 全タク連の協力を得て、これからタクシー会社に入る人を対象にしている。 (現行の特例はどの程度利用されているか?) 特別な教習により免許保有年数を3年から2年に短縮する特例は道交法制定時から存在するもので、ほとんど都内の人間で年間70人程適用されている。</p>
<p>3. 自交総連は、現在の第二種免許より高度な「タクシー運転免許」を制定することによって、よりいっそう安全でサービスが向上するタクシーが実現するとの提案をしています。今後の課題として、このタクシー運転免許ついて、ぜひ検討していただきたいこと。</p>	<p>タクシー運転免許がどのようなものか詳細がわからないが、二種免許に関わる知識や技能を教習で高めていきたいとは考えている。監督官庁が行う対策も含めて、総合的に考えていきたい。 (タクシー運転免許構想を手渡して、検討を要請したのに対して) 意見を聞いて参考にしていきたい。</p>

(参考)

規制改革推進に関する第1次答申 (平成29年5月23日 規制改革推進会議) より

③ 第二種運転免許受験資格

【平成29年検討開始、結論を得次第速やかに措置】

…旅客自動車運送事業の安全確保を所掌する事業所管官庁、事業者等の旅客自動車運送事業の実態や交通安全に関する知見を有する関係者が幅広く参画する検討の場を設置し、21歳以上という第二種運転免許受験資格の年齢要件の適否や、現行制度が年齢要件で担保しようとしている運転手としての資質等について、事業者による安全担保措置を含め、研修や他の方法で補完することの適否等第二種運転免許制度の今後の在り方を総合的に検討する。